

# Viewpoint

ビューポイント  
2013.秋

消費税

消費税増税への対応策  
消費税増税は企業経営に大きく影響!

贈与税

教育資金の一括贈与  
上手く活用すれば節税効果は大きい!

保 険

生命保険の活用で節税対策  
保険契約の見直し ～生前贈与で相続税対策～



# 消費税増税への対策

## 消費税増税は企業経営に大きく影響!

中部経営・社・本郷税理士法人  
理事・税理士

平島 千嘉



### 消費税のしくみ

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し納税義務者である事業者が納付します。

消費税は、価格に上乗せされて、次の流通に転嫁されます。

生産、流通などの各取引段階で二重三重にかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。(図1)

事業者は、消費税を売上代金に上乗せできれば、消費税の為の損得はゼロです。理屈上は、事業者は消費税を1円も負担することはないのです。事業者は、消費税の申告・納税はしますが、売上に転嫁しますので、消費税を負担することはないのです。

では、現実には理屈通りになるのでしょうか?

商品力・ブランド力があれば価格転嫁は可能です。しかし、消費税を転嫁できる商品でなければ、転嫁できない分を自社の利益を削って納税することとなります。

図1 消費税のしくみ



### 価格転嫁できなかった場合の影響

消費税が8%になり、販売価格に転嫁することができなかった場合、利益やキャッシュフローにどれくらいの影響があるのかをシミュレーションします。

現行(5%)	転嫁できないため (①+②)=(③+④) とする	改正後(8%)	影響は?
売上(本体)① 20,000万円		売上(本体)③ 19,444万円	売上が556万円減少 (消費税556万円増加)
消費税② 1,000万円		消費税④ 1,556万円	コストは増減なし (消費税480万円増加)
仕入・経費 16,000万円		仕入・経費 16,000万円	納税額は76万円増加
消費税 800万円		消費税 1,280万円	
消費税納税額 200万円		消費税納税額 276万円	利益・キャッシュフローは? 売上が減少するので、利益も減少し、キャッシュフローが悪くなります。

※売上はすべて課税売上、仕入・経費はすべて課税仕入れとします。  
 ※価格転嫁できないため消費税込みの売上は改正後も変わらないものとします。  
 ※消費税は本則課税、経理処理は税抜き経理とします。



# 来年4月から消費税率が8%にアップすることが決定しました



## 価格転嫁

日本商工会議所等の調査によると、売上規模が小さい事業者ほど「消費税を転嫁できない」ことが多く、中小企業にとって価格転嫁はなかなか難しい現状がうかがえます。

**Check 1**  
価格転嫁がどの程度可能かチェックする

自社の状況を正しく分析することが大切です。

現状において、特に粗利益率が低い事業者や、値下げ要請等により収益等が悪化しているなどの事業者は、今回の増税で価格転嫁することが可能か、検討を行う必要があります。

**Check 2**  
自社の消費税額表示を確認する

自社が発行する請求書や契約書において商品や製品、請負金額に係る消費税額がどのように表示されているか確認してみましょう。

消費税の税率は、5%から8%への引き上げ後、さらに8%から10%へ二段階増税が行われる予定のため、本体価格と消費税額を別々に表記(外税方式)しているほうが価格転嫁を行いやすいと思われます。(図2)

## 資金繰り

消費税率の引上げを価格転嫁できずの場合には、理論上は、資金繰りへの影響はありません。

ところが、ほとんどの中小企業は預かった消費税を日々の資金繰りにまわしてしまっているのが現状です。

売上入金時に、預かる消費税額が増えますが、消費税申告時の納税額も増えることになります。預かった消費税を、日々の資金繰りへまわしてしまった場合には、消費税申告時に納税資金が不足してしまいます。

また、売上代金の入金が入金が増加し、運転資金の負担が増加すると思われる。(図3)

**Check 3**  
増加する運転資金の手当てをする

まず、消費税率の引き上げに伴い増加する運転資金の手当てを行う必要があります。それには、売上をアップさせると同時に、コストなどを削減して利益を確保するといった経営改善に取り組み、売掛金早期回収も心がけましょう。

また、納税資金をどう確保するのがよいか検討を要する課題です。

**Check 4**  
資金繰りへの影響を確認する

経営計画書は予測貸借対照表まで作成し、資金繰りに対する影響度を確認しておきましょう。

## 経理実務

今回は短期間に二度の税率の引き上げが予定され、レジのシステムや経理実務に混乱が予想されます。

**Check 5**  
請求書発行やレジシステムの変更の準備をする

商品価格の表示変更とともに、レジの税率改定の変更等が必要となります。また請求書発行時の消費税額変更対応を確認し準備しておきましょう。

**Check 6**  
財務会計等のシステムへの対応を確認する

税率の改正日(平成26年4月1日又は平成27年10月1日)をまたぐ事業年度では複数の税率が混在します。財務会計などのシステムが対応できるか確認しておきましょう。

図3

### 消費税増税と資金繰り

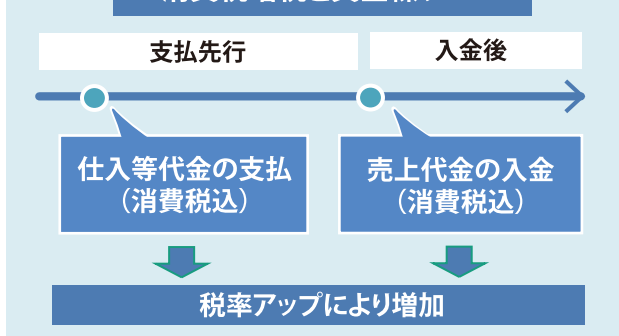


図2

### 消費税表示の具体例

※税率5%の場合

10,290 円 (本体価格 9,800 円)	9,800 円 (税込価格10,290 円)
----------------------------	---------------------------

本体価格 9,800 円 (税込価格 10,290 円)	本体価格 9,800 円 (税,5%込 10,290 円)
---------------------------------	----------------------------------

# 教育資金の一括贈与

上手く活用すれば節税効果は大きい!

中部経営・辻・本郷税理士法人  
資産税部門 部長

南出 美由紀



## 概要 教育資金の一括贈与

教育資金の一括贈与に係る非課税措置が創設されました。

これまでお子様、お孫様の教育資金等を個別に直接支払う分には贈与税が課税されませんでした。今回の制度は前もってまとまった金額を贈与できるのが特徴です。

**Point 1** 受贈者の(孫等)が30歳になるまでの教育資金が非課税の対象です。

**Point 2** 受贈者1人あたり1500万円まで(※)の教育資金の贈与が非課税となります。

**Point 3** 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものが対象です。

**Point 4** 払出の際は、銀行等の金融機関へ教育資金に充てたことがわかる領収書等の提出が必要です。

※教育資金のうち、塾や習い事など学校等以外に支払われる金額については、500万円を限度とする。

## 銀行と信託銀行の手続きの違い

銀行と信託銀行では手続きが異なります。

銀行の場合は、受贈者が普通口座を開設し、お金を預け入れるのに対し、信託銀行の場合は、贈与者が信託銀行に贈与する金銭を信託します。

## 教育資金の一括贈与 Q & A

**Q** 一人の祖父母が複数人の孫に対して贈与することは可能ですか？

**A** 孫一人に対して1500万円までですので、例えば孫が3人いれば合計4500万円までこの制度を利用することができます。

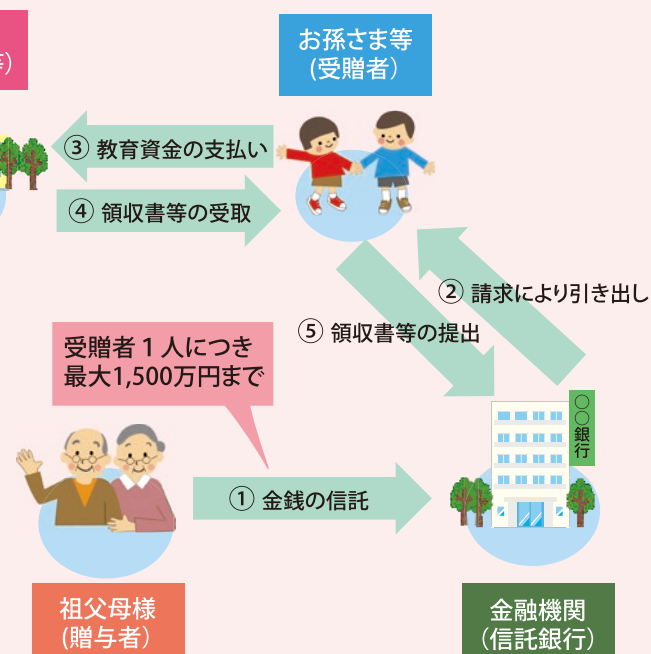
**Q** 贈与は一括で行う必要がありますか？

**A** 1500万円の限度額内であれば、平成27年12月31日まで追加贈与できます。

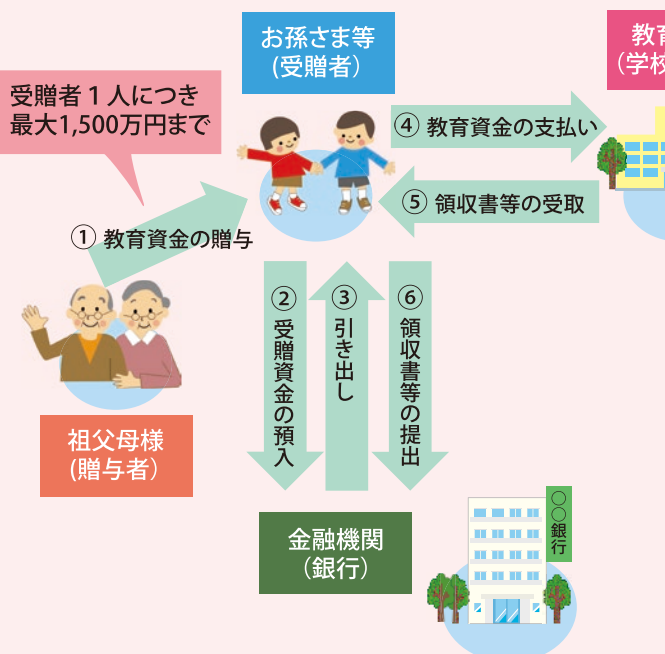
## 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証

### 【信託銀行の場合】



### 【銀行の場合】



する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

(1) 教育資金を自ら支払った後に領収書等を金融機関等に提出して、領収書等の金額を上限で引き出す場合

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

(2) 金融機関等から事前に資金を引出し、教育資金を支払い、領収書等を提出する場合

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※ (1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。

### 教育資金の一括贈与終了時

受贈者が30歳に達した日において金融機関などに教育資金の残高があるときは、その残額の贈与があったものとして贈与税が課税されます。

ただし、受贈者が30歳になる前に死亡した場合の残高については贈与税は課税されません。

### 贈与税の非課税の対象となる資金は？

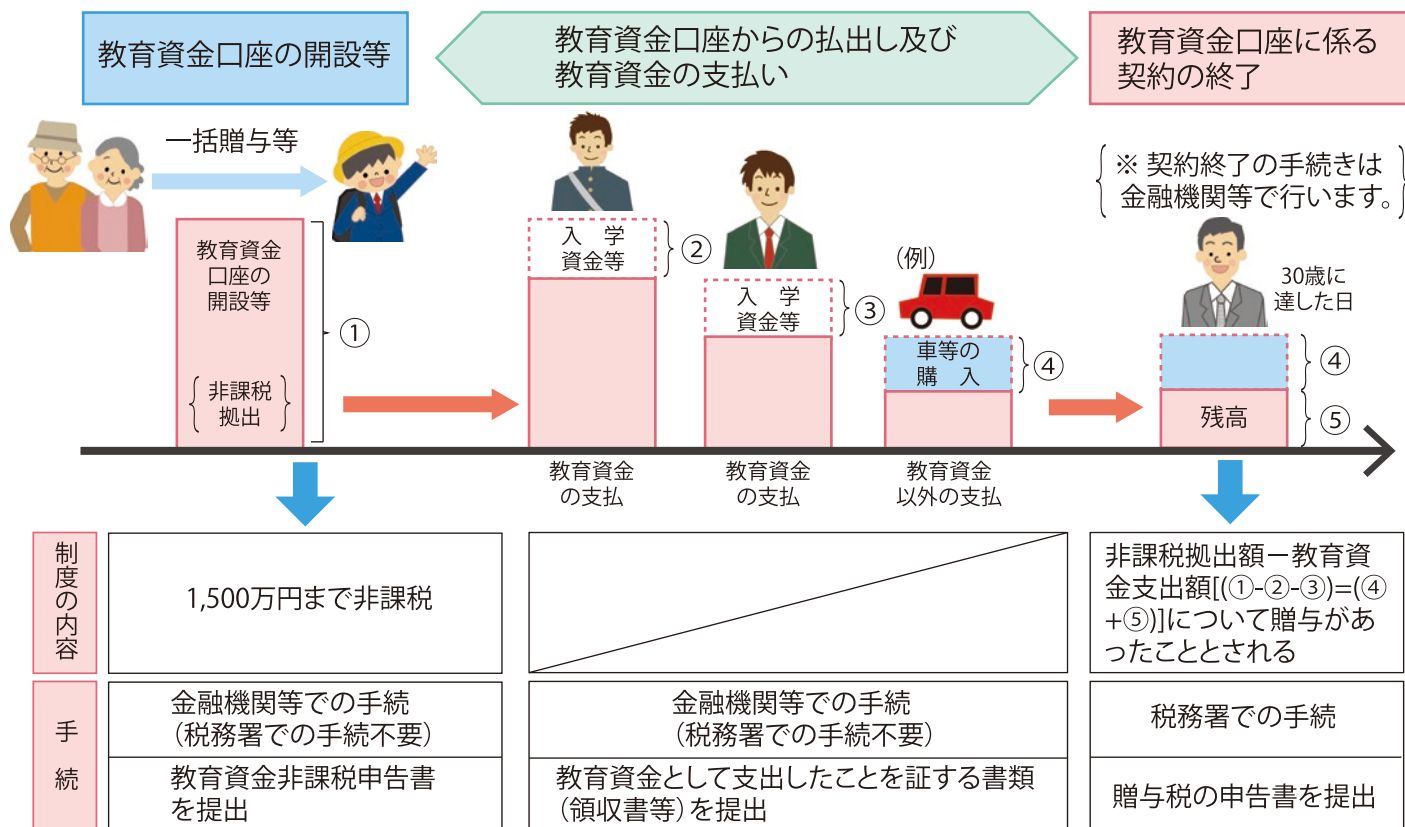
- ① 学校等に対して直接支払われる入学料、授業料、給食費等。
- ② 学校等以外(学習塾、水泳教室等)に対して直接支払われる役務の提供の対価等。

※詳しくは文部科学省ホームページに記載されています。▶ [www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)

この制度を利用して贈与した資金は贈与者の相続財産に加算して課税されません。受贈者が30歳に達した時までに、教育資金としてを使い切れなかった残金には贈与税が課税されますが、その残金から贈与税を納付すればよいのです。

相続税率が高い人にとっては、贈与税の方が相続税より有利といえます。

相続税と贈与税の金額を検討して、この制度を上手く活用して下さい。



# 生命保険の活用で節税対策

保険契約の見直し ～生前贈与で相続税対策～

中部経営・社・本郷税理士法人  
(株)スリー・エル 保険担当

谷山 典子



## 掛け方で大きく変わる税金

生命保険に加入する際に、あまり重要視されていないことですが、意外に大切なのが「保険契約者」「被保険者」「死亡保険金受取人」をそれぞれ誰にするかということです。

この組み合わせによって、死亡保険金を受け取る際の税金の種類、金額が大きく違ってきます。(図1)  
相続税の対象となる契約は契約者と被保険者が同一人の場合です。

## 生命保険活用の相続におけるメリット

生命保険の死亡保険金は、相続開始時点における被保険者の財産ではないのですが、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは相続税の課税対象となります。

一方で、生命保険の活用は有効な相続税対策であるということも言えます。相続税を納める際に必要な資金としての活用や、遺産分割の円滑化、さらに「相続税の保険金非課税制度」が適用されるという利点があります。

## 納税資金対策

相続税の納税の原則は「現金」です。生命保険は保険金という「現金」が入ってくるため、そのまま納税資金に充てるすることができます。

## 遺産分割対策

相続財産の中には分割しにくい財産や分割したくない財産(自宅、自社株式等)もあります。そのような場合に死亡保険金として受け取った現金を代償交付金として活用することが出来ます。

## 相続税の保険金非課税制度

死亡保険金受取人が契約者の相続人の場合は、死亡保険金の非課税枠が活用できます。  
死亡保険金の非課税枠の計算方法は、500万円×法定相続人の数となります。

図1

死亡保険金の税金

	①	②	③	④
契約者※1 (保険料負担者)	夫	夫	子	妻
被保険者	夫	夫	夫	夫
受取人	妻 (相続人)	相続人以外	子	子
課税	相続税 (生保非課税あり)	相続税 (生保非課税なし)	所得税・住民税 (一時所得)	贈与税

※1 契約者が保険料を負担していない場合は、保険料負担者となります。

生命保険は契約の仕方によって、受取時の税金が大きく異なります(相続税、所得税、贈与税)。うっかり高額な税金がかからないように、保険証券の契約形態を確認しましょう。



## 「保険料の贈与プラン」とは

財産が多額にあり、相続税が高額になる資産家は、相続税の納税資金のために生命保険に加入した場合、受け取った生命保険金に高い税率の相続税が課税される場合があります。

その場合も納税資金として役立つことは出来ませんが、もっと効果的な方法があります。

親から子に現金(保険料相当額)を贈与し、その現金を使って子が生命保険に加入する方法です。

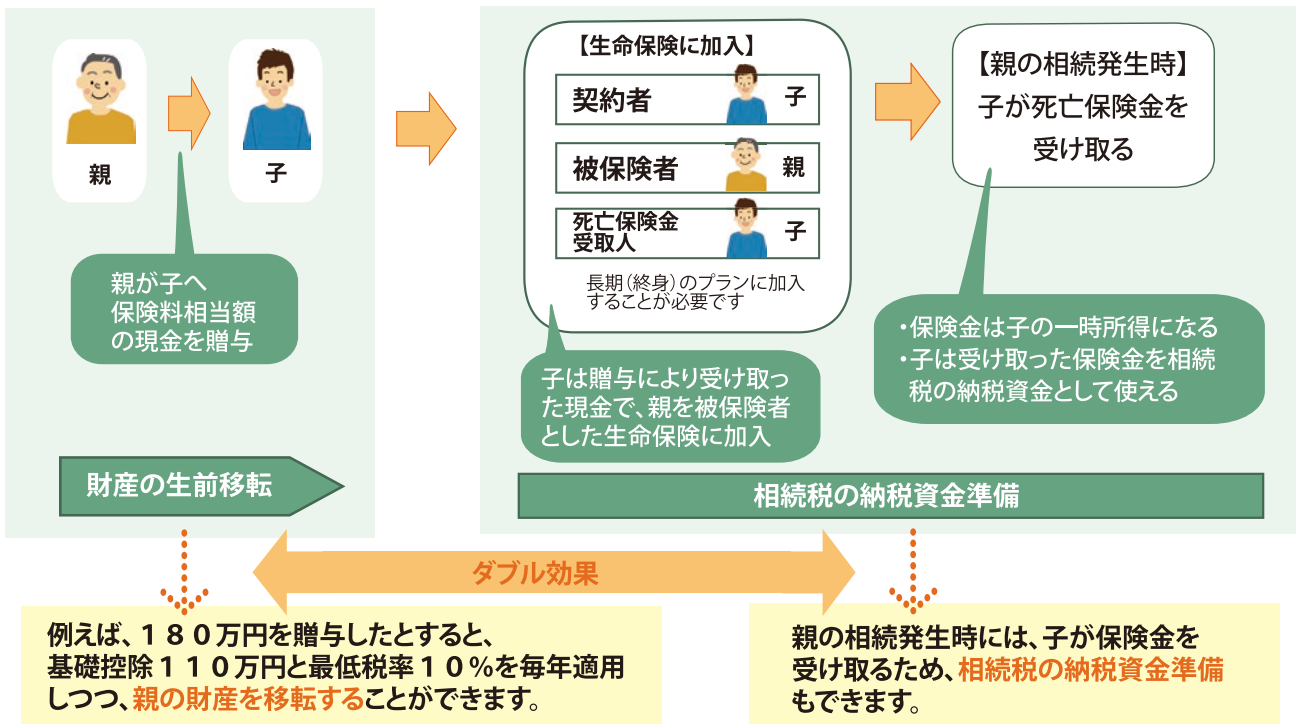
子は親からもらった現金を使い、次のような契約形態で生命保険に加入します。

契約者…子  
被保険者…親  
受取人…子

このように子が親に保険を掛ける場合には、将来必ず保険金を受け取れる終身保険を選択します。

相続発生時に保険金を受け取ることになりませんが、この場合の保険金に対する課税はみなし相続税ではなく、受取人である子の一時所得となり、所得税・住民税が課税されます。(図2)

### 「保険料相当額の現金贈与プラン」のしくみ(例)



### 図2 相続税の場合と一時所得の比較

【例】死亡保険金5,000万円・掛金累計2,700万円のケース

★生命保険金にかかる相続税額 (相続人3名 契約者・被保険者…親 受取人…子 相続税率30%の場合)

$$(5000万円 - 500万円 \times 3人) \times 30\% = 1050万円 \dots \textcircled{1}$$

★「保険料の贈与プラン」により子にかかる贈与税・一時所得税額

【贈与税】毎年 親が子へ180万円の現金贈与

$$((180万円 - 110万円) \times 10\%) \times 15年 = 105万円 \dots \textcircled{2}$$

【一時所得】生命保険金受取時

$$(5000万円 - 180万円 \times 15年) \times 1/2 \times 43\% = 460万円 \dots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{2} + \textcircled{3} = 565万円 \dots \textcircled{4}$$

差額

$$\textcircled{1} 1050万円 - \textcircled{4} 565万円$$

**485万円** の節税

# 税理士が教える保険活用術

～経営の観点から戦略的に生命保険を活用しよう～

参加  
無料

日時 平成 25 年 11 月 13 日 (水) 18:00～19:30

場所 金沢勤労者プラザ 会議室305号室 〒920-0022 石川県金沢市北安江3-2-20

講師 中部経営・辻・本郷 税理士法人 税理士 平島 千嘉

お申込み tel 076-225-5588 fax 076-243-6222  
E-mail info@ck-tax.or.jp

※FAX・E-mailの場合は「会社名、所在地、参加者氏名、ご連絡先」をご明記下さい。  
※申込み者多数の場合は先着順とさせていただきます。



## 開催セミナーの様子

経営者セミナー 本郷孔洋の経営ノート2013出版記念  
中小企業のための事業承継対策

辻・本郷税理士法人の本郷先生が著書「経営ノート2013」出版記念セミナーを全国各地で講演しておられます。金沢でも7月18日に金沢KKRホテルにて経営者向けのセミナーを開催しました。金沢城の大手堀が見える会場で、大勢の方に参加して頂きました。

第一部は、本郷先生の「残存者利益を取りに行け!～経営的に見る事業承継～」というタイトルで、地方の中小企業の生き残り、消費税増税、経済状況の見通しなど興味深くわかりやすいお話でした。

第二部は、当法人より理事長の村尾が講師として、中小企業のための事業承継対策というタイトルで、使いやすくなった事業承継税制を中心に、節税対策について講演しました。

今後も随時セミナーを開催する予定ですので、是非ご参加下さい。



## 辻・本郷税理士法人との業務提携について

平成24年10月より、地域ネットワークとビジネスノウハウを相互共有し、質の高い幅広いサービスをお客様にご提供するため、業界大手の辻・本郷税理士法人と業務提携を始めました。

この業務提携により、国際税務やM&A等の幅広いサービスに対応できるようになりました。税務や経営のご相談はお気軽にご連絡下さい。

中部経営 辻・本郷 税理士法人  
税理士 村尾 実

### サービス内容

- 相続コンサルティング
- 再生コンサルティング
- 事業承継コンサルティング
- 国際税務コンサルティング
- 税務申告コンサルティング
- 公益法人コンサルティング
- アウトソーシングサービス
- 医院・病院の税務コンサルティング
- M&Aアドバイザーサービス